

KYOTO UNIVERSITY

Campus Life News

2021.1.29.Fri No.48

公的資金の不正受給に注意 – 学生の皆さんも無関係ではありません –

ニュースや新聞などで研究機関や研究者による公的研究資金等の不正に関する記事について目にすることがあると思います。学生である自分には関係ないと思われるのではないでしょうか？

近年、本学においても公的研究資金等の不正経理の事案に学生が巻き込まれたケースがありました。研究調査に協力した学生に対し、架空の勤務表によるアルバイト料の支給手続き（いわゆるカラ勤務）が行われたものです。大学からアルバイト料や交通費等を受給する機会もあるかと思いますが、その際に、こういった不正行為に関わらないためにも、こういった行為が不正に該当するのか知っておくことが大切です。

■不正受給に該当する行為の例

- 実際に勤務・従事していない業務に対してアルバイト料を受け取ること
- 実際に行っていない移動に対して交通費等を受け取ること
- 安価な交通手段やチケットを利用して、実際よりも高額な交通費等を受け取ること
- 大学から受給したアルバイト料等の全部または一部を、他の学生に再分配することなどを目的に研究室等が一旦回収するような行為に応じること

このような行為を求められた場合や、事務手続きに不安がある場合は、所属する学部・研究科等の事務室・事務職員に遠慮なくご相談ください。

■以下のことに注意してください

- 必ず事前に業務の内容や従事する日時、単価等について説明を受け、内容を承諾した上でアルバイトに従事してください。

- アルバイトの従事時間や従事内容については、必ず勤務の都度に自身で勤務表に押印し、監督者の確認を受けるようにしてください。数日毎あるいは月末にまとめて押印しないでください。
- 交通費を請求する際は、請求の内容が実際の旅行内容（日程・経路等）と相違ないか確認した上で、請求してください。



京都大学
KYOTO UNIVERSITY
2020年12月25日

本学からアルバイト料、旅費を受給される学生のみさまへ

— カラ請求・受給などは不正です —

京都大学の教育・研究のための資金は、ほとんどが国民の貴重な税金から成り立っています。

このような資金の不正受給は、いかなる理由があっても正当化されるものではありません。

本学からのアルバイト料（OA・TA・RA 給与^注、謝金）、旅費（交通費等）の受給にあたって、以下の行為は**不正受給に該当しますので、絶対にしないでください！**

注）OA：Office Assistant, TA：Teaching Assistant, RA：Research Assistant

アルバイト料（OA・TA・RA 給与、謝金）

- 実際に勤務・従事していない業務に対してアルバイト料（OA・TA・RA 給与、謝金）を受け取る。【カラ アルバイト料】 ※自身の学修のためにフィールド活動に同行するようなケースでは、アルバイト料は支給されません。
- 勤務・業務に従事した事実と異なる勤務表を提出し、アルバイト料（OA・TA・RA 給与、謝金）を受け取る。【たとえ勤務日数や時間数は同じでも、勤務した日が異なるなど、事実と異なるアルバイト料】

旅費（交通費等）

- 実際に行っていない出張に対して旅費（交通費等）を受け取る。【カラ出張】
- 出張した事実と異なる旅費報告書を提出し、旅費（交通費等）を受け取る。【出張先は同じだが、出張日が異なるなど、事実と異なる旅費】
- 安価な交通手段を利用して出張したにもかかわらず、実際よりも高額な旅費（交通費等）を受け取る。【水増し請求】

共通事項（アルバイト料（OA・TA・RA 給与、謝金）、旅費（交通費等））

- 大学から支給されるアルバイト料（OA・TA・RA 給与、謝金）、旅費（交通費等）の全部又は一部を、研究室における他の用途に使用することや、他の学生に再分配することなどを目的に、研究室等がいったん回収するような行為（還流行為）に応じること。
- ※大学から支給されるアルバイト料（OA・TA・RA 給与、謝金）、旅費（交通費等）は、原則として学生本人の銀行口座に振り込まれます。研究室等がこのような還流行為をすることは禁止されています。【裏金づくり】

上記の行為を求められたような場合や、事務手続きが分からないような場合は、**まずは、所属する学部・研究科等の事務室・事務職員にご相談ください！**

（参考：不正経理の事実を知った場合等の本学の通報窓口）

【学内の窓口】

京都大学公正調査監査室
https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/research/rule/public/competitive/ts_uho

【学外の窓口】

京都大学コンプライアンスホットライン窓口（はばき総合法律事務所 本学顧問弁護士）
<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/foundation/ktsuho/liaison>

※通報に関する詳細については、各URLを参照ください。

※通報したことを理由として、不利益な取扱いを受けることはありません。



詳細は京大HP



第5回京都大学久能賞の受賞者が決定しました

京都大学久能賞は、京都大学 OG の久能和子氏（工学部昭和 50 年卒）、祐子氏（同 52 年卒）のお母様である久能悠子氏からのご寄附により設立されました。悠子氏は、ご自身の学生時代に、科学の道へ進みたいとの思いを抱いておりましたが、その夢は戦争によって叶いませんでした。久能賞には、悠子氏のお二人のご令嬢が京都大学的女子学生として素晴らしい教育を受けることが出来たという感謝の思いと、悠子氏の叶えられなかった夢を今の若い世代の方々に託したいという二つの思いが込められています。

本賞は、同氏からのご寄附の趣意を踏まえ、21 世紀における地球規模の課題を解決し、よりよい世界を目指し、社会に貢献したいという高い志を持ち、科学・技術分野において自ら定めた独創的な夢を持つ意欲のある女子学生を支援することを目的としています。

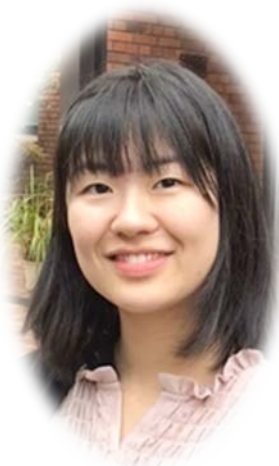
今年度の久能賞は、15 名から申請があり、一次審査（書類選考）の結果、6 名が二次審査（面接選考）の対象者となりました。

12 月に実施された二次審査における厳正な審査の結果、今年度は、阿部 玲華さん（工学部 1 年生）、北田 せりさん（医学部医学科 4 年生）の 2 名が受賞者となりました。

課題の一つであった「私の夢と志」というテーマで書かれたエッセイは、阿部さんが「工学を医療の翼に」というタイトルで医療を工学的なアプローチでサポートするということについての夢や志について書かれており、北田さんが「『今』『ここ』にいない誰かに届く医学研究を」というタイトルで、未知の生体指標や治療ターゲットの解明を通して、途上国から先進国にわたって広く行き届く医療の水準向上に寄

与したいというものでした。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年実施されていた授賞式・報告会は、残念ながら中止となりましたが、本学ホームページに今年度受賞者が自身のエッセイ等について書いた文書や昨年度受賞者の活動報告の掲載を予定していますので、ぜひご覧ください。



阿部 玲華 さん
(工学部 1 年生)



北田 せり さん
(医学部医学科 4 年生)

京都大学久能賞について



公式 Twitter、学生意見箱

京大生への学生生活支援の一環として、公式 Twitter による情報発信を行っています。各種学生生活支援に関する情報などを積極的にお届けしますので、ご活用ください。

また、京大生のみなさんの学生生活における日頃の疑問やご要望にお応えするため、「学生意見箱」を設けています。こちらも是非ご活用ください。

公式 Twitter アカウント @CLI_KU

学生意見箱



京都大学
KYOTO UNIVERSITY

発行者：教育推進・学生支援部

問い合わせ先：教育推進・学生支援部 学生課

〒606-8501 京都市左京区吉田本町 TEL (075) 753-2505 FAX (075) 753-2567

URL <http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/cli/cln>